

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	母子保健事業の実施等に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大府市は、母子保健事業の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大府市長

## 公表日

令和1年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業の実施等に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健事業は、母子保健法により保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものである。</p> <p>大府市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 妊娠の届出の受理とその審査            (2) 妊娠の届出したものに対し、母子健康手帳の交付            (3) 妊産婦、その配偶者又は乳児、幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、保健指導の実施            (4) 妊産婦、乳児、幼児に対し、健康診査の実施と受けことの勧奨            (5) 妊産婦に対し、健康診査の結果をもとに訪問指導の実施と診療の受診の勧奨            (6) 新生児の訪問指導の実施            (7) 2,500g以下の低体重児の届出の受理とその審査            (8) 未熟児の訪問指導の実施            (9) 養育のため病院、診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、養育医療に要する費用を支給            (10) 養育医療の給付に要する費用について徴収に関する事務            (11) 健康診査の実施</p>
③システムの名称	(1) 健康管理システム(ティアラ) (2) 団体内統合利用番号連携サーバー (3) 自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一「49」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二            (別表第二における情報提供の根拠)            ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に以下の情報が含まれる項            (1)「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」・・・「26、87」            (2)「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」・・・「56の2」            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条            (別表第二における情報照会の根拠)            ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項「70」            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康文化部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長 阪野 嘉代子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課庶務統計係 住所: 愛知県大府市中央町五丁目70番地 電話番号: 0562-45-6271(直通) ファックス番号: 0562-47-7320(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康増進課健康増進係 住所: 愛知県大府市江端町四丁目2番地 電話番号: 0562-47-8000 (直通)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

